農業委員会総会議事録

（令和８年１月９日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年１月９日（金）午後３時００分
場所　熊本市中央区手取本町１番１号　熊本市役所議会棟２階予算決算委員会室

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　３時００分　開会

事務局　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数２４名全員出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会は成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、本年も農業委員会の活動をより一層充実するものにするために、委員の皆様のご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積等促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長

になり議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。
本日の議事録署名者には、２２番の木下三智也委員と２３番の牧野正治委員を、書記に事務局の井田周主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）までの６件でございます。
初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請２５件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１２番　森山哲也委員
１２番委員、森山です。
１番から２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
以上２件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番、２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、３番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。
３番から５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
３番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
４番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
５番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
以上３件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３番から５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、６番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。

６番から７番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

６番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

７番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、メロンを栽培されている農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

以上２件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま６番、７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、８番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

８番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

８番は、自家消費のための所有権移転の申請です。第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請の３４番、個人住宅への転用と併せて隣接する農地を取得するものです。この５条の許可申請３４番を継続審議が妥当と判断したため、併せて継続審議とするものです。

以上１件、先日の地区委員会において検討した結果、継続審議が妥

当との協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番について地元委員よりご報告がございましたが、継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、継続審議とすることに決定いたします。
次は、９番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。

９番から１３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

９番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を作付されており、許可後は大豆を作付される計画です。

１０番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

１１番は、経営拡張による所有権移転の申請です。当該法人は養豚業を営んでおり、今回、親が経営する法人より農地を取得されるものです。農地所有適格法人としての要件につきましては、農地法に規定する各要件に適合していることを令和７年１２月１５日に確認しており、問題はないものと判断しました。許可後は飼料用米を作付される予定で、今回の申請については何ら問題がないものと判断いたしました。

１２番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は稲ＷＣＳを作付される計画です。

１３番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されており、許可後は栗を作付される計画です。

以上５件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協

議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま９番から１３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１４番。

２１番　上島惠二委員

２１番委員、上島です。
１４番から１５番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１４番と１５番は関連で、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人はスイカを作付される専業農家で、許可後はスイカを作付される計画です。
以上２件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１４番、１５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１６番。

４番　牧坂邦夫委員
４番委員、牧坂です。
１６番から２５番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１６番、１７番は関連で、農地所有適格法人が経営拡張のため賃借権設定及び所有権移転をされる申請です。当該法人は水稲、ニラ、ナスなどを栽培されており、１６番の申請地には水稲、１７番の申請地には水稲、ナスなどを作付される計画です。なお、農地所有適格法人としての要件については確認済みで問題ありません。
１８番から２０番は関連で、農地所有適格法人が経営拡張のため賃借権を設定される申請です。当該法人はサツマイモを栽培されており、申請地にもサツマイモを作付けされる計画です。なお、農地所有適格法人としての要件については確認済みで問題ありません。
２１番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人は水稲、ＷＣＳを栽培される専業農家で、申請地にはＷＣＳを作付される計画です。
２２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、スイカを栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
２３番は、後継者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人はスイカを栽培される専業農家で、申請地にもスイカを作付される計画です。
２４番は、農地所有適格法人が経営拡張のため所有権移転される申請です。当該法人はアスパラガス、シイタケ、水稲を栽培されており、申請地にはパパイヤを作付される計画です。なお、農地所有適格法人としての要件については確認済みで問題ありません。
２５番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はＷＣＳを栽培される専業農家で、申請地にもＷＣＳを作付される計画です。
以上１０件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１６番から２５番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第２号議案、事業計画変更承認申請１件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。
１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１番と第３号議案、農地法第４条許可申請の２番は関連で、農産物の生産、加工、販売等を営む法人が平成２１年１１月６日付で許可を受けた農産物処理加工施設から米粉用米加工場へ事業計画を変更する申請です。申請人は、平成２１年当時、トマトの加工食品を製造、販売する目的で許可を受けましたが、トマトの栽培が水耕栽培へと移っていく中で、規格外のトマトの発生割合が低くなり、原料の確保が困難となったため、現在まで転用事業が未着手の状況でした。今回、水稲の米粉加工を希望する農業者から相談を受け、原料の確保が確実となったため、許可目的を変更するとともに、付帯施設として、大型トラックの回転スペース等を確保する必要性が生じたことから、併せて区域の拡張を行うものです。農地区分は、農用地区域内の農地で原則不許可ですが、農業用施設の用途に区分されており、今回の申請は不許可の例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断されます。
土地利用計画は、第３号議案、農地法第４条許可申請２番の転用面積１，１８３㎡を合わせた総転用面積３，１３０㎡に、米粉用米加工場、大型トラック進入路及び回転スペース、荷捌き場、倉庫、駐車場等を整備される計画です。原料となる米粉用米は年間１１万７，６００

ｋｇ、１，９６０俵を予定されており、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発行為の変更許可が必要となりますが、開発指導課と協議中で、許可の見込みがあることを確認しております。工事期間は、令和８年１２月２０日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上１件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、承認することに決定いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請４件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、個人が物置及び駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当するものと判断しました。

土地利用計画は、自宅に隣接した農地を自家用車及び来客用の駐車

場７台分と物置小屋を設置するスペースとして整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。しかしながら、申請地を平成１１年の相続時より固定資産税が宅地課税となっており、宅地の一部として使用してきたとのことです。今回、土地の登記を確認したところ農地であることが分かり、これまで農地法を遵守してこなかったことを反省している旨の始末書が提出されております。開発行為及び盛土規制法に係る盛土切土などはございません。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと判断されます。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

２番から３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２番は、第２号議案、事業計画変更承認申請でご承認をいただいた米粉用米加工場の付帯施設である進入路、荷捌き場への転用許可申請です。事業内容につきましては、第２号議案、事業計画変更承認申請で説明したとおりでございます。

３番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されま

す。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積２２０㎡に普通自動車５台分の貸駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和８年１２月３１日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地はすでに硬い土の状態のため盛土の必要はなく、整地後に砂利を入れる計画です。

以上２件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番と３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。なお、２番は第２号議案、事業計画変更承認申請１番の関連案件として審議したものですが、総転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、４番。

２１番　上島惠二委員

２１番委員、上島です。

４番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

４番は、店舗への転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたりましては、代替地の検討をされましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地５５０．８８㎡に、店舗１棟を建築するほか、駐車場５台・緑地や庭等に利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査申出書回答済みで、許可の見込みはあるものと判断いたします。工事は令和８年１０月３０日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い調査した結果、立地基準及び一般基準にいずれの許可基準も満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請４３件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番から３番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、医療及び福祉に関する事業を営む一般社団法人が所有権を取得して社会福祉施設へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に２つの医療施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、総転用面積１，９８４㎡に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所として療育スペース、機能訓練室、静養室、ワークスペース、相談支援センターを備える木造２階建て１棟、職員及び送迎車用の駐車場として４０台分、その他法定緑地を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和８年２月２０日から令和９年３月３１日までの見込みで、開発許可は都市計画法第３４条第１４号に該当する施設で、開発行為事前審査の回答書の写しが添付されております。また、障がいサービス課から、当施設への新築建築物としての施設基準の適合の見込みありと回答された回答書の写しも添付されております。資金計画、排水計画に問題はありません。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、隣接地に一部農地がありますが、工事期間中は特に被害のないよう万全の措置を取るとのことで、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

２番は、不動産業等を営む法人が所有権を取得して、地区計画による住宅用地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断しております。農地法において、宅地造成のみの転用は原則不許可ですが、農地法施行規則第４７条第１項第５号のトに該当し、土地利用の調整が整い、都市計画法第１２条の５第１項に規定する地区計画が定められている区域内にあって、同法第３４条第１０号の住宅またはこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外にする場合で、該当農地は、この施設のように供されることが確実と認められる場合に該当する場合は転用が可能となっております。申請地以外に代替地の検討を行ったとのことですが、所有者からの同意が得られず、主要幹線道路へのアクセスが良好で、熊本市中心部や周辺生活圏への移動が容易であり、利便性に優れた地域であった申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、総転用面積５，０７４㎡、他地目を含む総事業面積５３０１．１６㎡を住宅用地として１４区画のほか、新設道路、公園、調整池として整備される計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和８年２月１５日から令和８年１０月３１日ま

での予定で、開発行為事前審査申出済みで開発指導課からの回答書の写しが提出されております。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。資金計画、排水計画に問題はありません。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

３番は、特定非営利活動法人で、主に身体障がい者の在宅就労支援事業を行っている法人が、所有権を取得して駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断しております。申請地は、法人の施設に近接した北東に位置し、現在の施設内の駐車場が手狭となり、施設利用者２０名、職員１１名の利便を向上させるため計画されたとのことで、転用もやむを得ないと判断されます。

土地利用計画は、職員駐車場として９台分と通路を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和８年１月２０日から令和８年２月１０日までの予定で、開発許可は不要です。盛土規制法による盛土切土の工事はないとのことで、許可は不要であることを事業計画書において確認しているところです。資金計画、排水計画に問題はありません。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から３番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。なお、２番は転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当

と決定して、農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、４番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

４番から３３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

４番と５番は関連で、医療機関及び社会福祉施設等の経営を行っている法人が所有権を移転し、障がい者福祉施設へ転用する許可申請です。

先月の総会において、申請人が過去に転用許可を受けた土地について、計画どおりに転用事業を行っていなかったことから、農地転用における一般基準の「転用の確実性」が認められないと判断し、継続審議とした案件です。今回、過去に許可を受けた土地について工事の進捗状況報告書の提出があり、計画どおりに転用事業を実施することが確認できたため、今回の転用申請についても「転用の確実性」が認められると判断いたしました。申請地の農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積２，５６８㎡に木造平屋建てのグループホーム３棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画及び隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第３４条第１４号に該当する施設で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が提出されております。工事期間は令和９年３月３１日までを予定されており、許可後は速やかに着手されるとのことです。

６番と７番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、上水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね５００ｍ以内に歯科医院、内科医院があることから「第３種農地」と判断されます。

土地利用計画は、総転用面積２，８２４㎡、他地目を合わせた総事業面積３，０４４．３２㎡に建築条件付売買予定地１２区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課

からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和１１年３月３０日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

８番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積２１０㎡、他地目含む総事業面積４９７．５１㎡に木造平屋建て１棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課より開発行為事前審査申出書の回答書が添付されております。工事期間は令和８年１２月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

９番から３３番は関連で、再生可能エネルギー発電による電力供給事業を営む法人が、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備の期間満了に伴う更新４回目の一時転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するものと判断されます。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部に太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。なお、設備の内容は、高さ１．８ｍから２ｍの支柱を立て、太陽光パネル５，２３２枚、発電容量９９０ｋW、遮光率は９１％程度で、パネルの直下面積は８，６４３㎡、支柱部分などの転用面積は４５．８６㎡です。

太陽光パネルの下部においては、ミョウガを生産されており、令和５年までは地域の平均的な単収の８割以上の収穫があっておりました。しかし、令和６年頃から土壌に根茎腐敗病が発生していたとみられ、令和７年の生産状況については、地域の平均的な単収と比較して３割程度減少しています。ただし、原因が判明した令和７年の夏以降から専門家の指導を受け、土壌改良や給排水設備などの対策を行ってきており、知見を有する者の意見書においても、今後３年間で地域の平均的な単収が見込めるようになるとの所見が記載されております。また、

支柱を含め営農型太陽光設備を撤去するのに必要な資力を有する資金証明書に加え、事業終了時に該当設備の撤去費用を負担することの誓約書、毎年の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書も提出されております。以上のことから、単収の減少はやむを得ない事情とみなし、更新期間については申請どおり３年間とすることで支障はないものと判断いたしました。また、今後は地元委員による継続した営農指導や定期的な営農状況の確認を行っていくことを申請人と確認いたしました。

なお、営農型太陽光発電の更新期限は令和７年９月１９日でしたが、土壌調査と原因追求、及び対応策に追われ、期限内に申請できなかったことについて深く謝罪する旨の始末書が添付されております。

以上３０件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番から３３番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。なお、９番から３３番までは営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、３４番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

３４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

３４番は、個人が所有権移転し、個人住宅へ転用するための申請で

す。現地調査にて、申請地に隣接する譲渡人の住宅の合併浄化槽からつながる排水管が申請地内を通っており、申請人に取扱いを確認しましたが明確な回答がなく、転用の確実性に疑義が生じました。

以上１件、先日の地区委員会での現地調査、確認を行い検討したところ、継続審議が妥当との協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３４番について地元委員よりご報告がございましたが、継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、継続審議とすることに決定いたします。
次は、３５番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。

３５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

３５番は、不動産売買業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積２，６５３．２５㎡に建築条件付売買予定地９区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和８年１２月２５日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを

確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま３５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、３６番。

２１番　上島惠二委員

２１番委員、上島です。

３６番から３９番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

３６番は、建設業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。前回現地調査において、隣地との境界が不明瞭であると疑義が生じたため継続審議となっておりましたが、今回の再調査で境界を確認しております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、他に適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地６６９㎡に砂利置場や、二次製品置場及び車両乗入れ場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題は無く、周囲の状況、事業内容などから周辺農地への影響もないものと思われます。なお申請地は、資材置場への転用のため開発許可は不要で、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土・切土を行わないことを申請者へ確認しております。工事期間は令和８年１月１５日から令和８年６月３０日ま

での予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

３７番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、周辺で条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地４２４㎡に木造平屋建て個人住宅１棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査回答済みです。工事期間は令和８年２月１日から令和８年１０月２０日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

３８番と３９番は関連で発電事業などを営む法人が、系統用蓄電池施設として利用するため所有権を移転し、転用する申請です。前回現地調査において、隣地との境界が不明瞭であると疑義が生じたため、継続審議となっておりましたが、今回の再調査で境界を確認しております。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地２筆２，９２１㎡に蓄電ユニットや変電設備などを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、日照、通風など周辺農地への影響もないものと思われます。なお申請地は、蓄電池施設への転用のため開発許可は不要で、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土・切土を行わないことを申請者へ確認しております。工事期間は令和８年３月１日から令和８年８月３１日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上４件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３６番から３９番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、４０番。

４番　牧坂邦夫委員

４番委員、牧坂です。

４０番から４３番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

４０番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を代替地として検討されましたが、立地条件、面積等の面で適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地３１０㎡に木造平屋建て住宅１棟を建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査回答済みです。工事期間は、許可日から令和８年９月１０日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

４１番は、土木建設工事業を営む法人が、賃借権を設定し、現場事務所へ転用する申請です。農地区分が農用地区域内にある農地で原則許可できませんが、今回の転用が申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものに該当しており例外的に許可できるものと判断いたします。土地の選定にあたっては、近隣で代替地を検討されましたが他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地２，４６９㎡の内２５０㎡に、現場事務所１棟を設置するほか、駐車場などとして利用する計画で転用面積は適正なものと判断します。資金計画、排水計画などに問題はなく、周辺

農地の営農に支障を及ぼすおそれもないものと判断します。一時転用の期間は令和８年１月２０日から令和８年１２月３１日までの予定で、許可後すみやかに着手するとともに、完了日までに現状へ復元されることを確認しております。

４２番は、賃借権を設定し、運動場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，２７０㎡を、地元住民が利用するグラウンドゴルフ練習場や、運動広場として利用される計画で転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれはないものと判断いたします。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、工事にあたり切土、盛土は行わないことから、規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和８年２月１日から令和８年８月３１日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

４３番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，６２５㎡に、太陽光パネル１５８枚を設置するほか、点検用通路などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。また、電力会社への契約申込みについても承諾された旨の回答書が添付されております。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、設置にあたり切土、盛土は行わないため規制対象外であることを確認しております。工事期間は、許可日から令和８年７月３１日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上４件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４０番から４３番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第５号及び第６号議案でございます。
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局　　第５号及び第６号議案は関連ですので併せて説明をします。
まず、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。
一覧は、議案書１９ページの表をご覧ください。
初めに、所有権移転です。
明細は、議案書２０ページの１番から２２ページの１０番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが６件、同じく熊本県農業公社の買入れが４件で、面積は１０件合わせて田２万２，２２７㎡、畑２万６，７２９㎡の合計４万８，９５６㎡となっております。
次に、農地中間管理機構との貸借です。
明細は、議案書２２ページの１１番から４６ページの１５１番までの１４１件となっており、契約期間別では、６年未満が５７件、１０年以上が８４件、面積は１４１件合わせて田５０万２，９３３．４６㎡、畑５万３，１２７㎡の合計５５万６，０６０．４６㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は、水稲、畑作物、果樹を予定されております。
続いて、第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。
明細は、議案書４７ページ１番から２番までの２件となっております。
なお、議案第５号及び第６号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見

を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。
以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第５号及び第６号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされております。つきましては、内容をご確認いただき、ご意見などございましたらお願いいたします。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、ないようでございますので、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手多数。

議　　長　　ありがとうございます。
承認者多数と認めますので、原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、次第５の報告事項です。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
１番から１０番までの合計１５４件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議　　長　　ありがとうございました。
次に、６のその他です。
地域計画の報告について、説明をお願いいたします。

事務局　　その他になります。地域計画の報告と併せて３点ございます。説明させていただきます。
まず、地域計画の地元協議開催に関する報告です。
昨年、１２月１７日に画図地区、１２月２２日、供合・広畑地区、１２月２４日、小山・戸島地区、１２月２６日に中島地区で、それぞれ地元協議開催がされております。

なお、今後の地元協議の開催予定についてですが、１月１３日に隈庄、杉上東、杉上西、同じく１３日、その日以降に南部地区内で、順次開催を予定されております。それから1月１６日に豊田、守富、杉合と並建、藤富、八分字、同じく１６日、この日以降に上熊本、池上で開催予定になっております。それから1月２０日に松尾、梅洞、小島、城山、１月２２日に秋津、１月２７日、この週に中内田、中無田、美登里、松の木堰で開催予定されております。それから1月２９日に川上、西里、2月3日になりますが、山本、田原、菱形、桜井、植木、山東、吉松、田底、以上の各地区において、それぞれ地元協議が行われる予定となっております。各委員の皆様には引き続き地元協議へのご協力をお願いをいたします。

続きまして、令和８年度農地利用最適化推進施策を実現するための意見書策定に向けた意見集約についてです。

昨年末に熊本県農業会議から依頼があった本件について、１２月２５日付けで農業委員、推進委員の全委員の皆様に、この件に関する意見の提出依頼について依頼文、報告様式、参考として令和７年度の意見書、各書類を郵送で既に送付をしております。つきましては、昨年度同様に各委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。意見については事務局で取りまとめの上、農業会議へ提出することにしておりますので、皆様には大変お忙しいかと思いますが、ご協力のほどお願いいたします。

なお、これまで同様、提出は任意となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、提出は郵送済みの報告書様式、そちらに地区名、お名前を記載していただいて、意見等を同じく、記載をしていただきまして、次回の地区委員会までに各分室担当にご提出いただければと思います。なお、地区委員会前の提出も可能ですので、ご協力のほどお願いいたします。

既に一部の委員さんからはご提出をいただいておりますので、ご協力感謝いたします。ありがとうございます。

最後に、今年度の農地パトロール実施に伴う利用意向調査の集計が終わっております。つきましては、昨年同様、利用意向調査の結果の内容について、自ら耕作、あるいは遊休農地解消など回答があった農地を対象に、年度内に再度農地パトロールを行うこととしておりますので、皆様、ご協力をお願いいたします。

また、今年度の利用意向調査の結果の一覧については、各分室で今後周知予定としておりますので、その結果を参考にしていただきまして、今後、各地区で遊休農地の解消や農地のマッチング等に取り組ん

でいただきたいと考えておりますので、ご活用のほど併せてお願いいたします。

報告等３点、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ありがとうございます。

ありませんということですけれども、この地域計画をまた行政と一緒に進めるわけでございますけれども、なかなか難しい面もあるかと思いますけれども、地域計画に対しては行政、農業委員会、それと農協さんとか土地改良も協力していただきたいということもありますので、順に、今月と２月の上旬に地域計画策定があると思いますけれども、その間、３つのＪＡさんが関連しておりますので、各農協さんにも協力依頼を私と局長で行きたいと思いますので、各関連のＪＡさんの関連としてある方はご協力のほどを工夫していただきたいというふうに思います。地域計画を進めるに当たり、よろしく委員さんもお願いいたします。

ほかにないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局　　ありがとうございました。

それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉　　会　午後１６時１３分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年１月９日

議　　長　　福原　幸一

署名委員　　木下　三智也

署名委員　　牧野　正治

書　　記　　井田　周